

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に  
当たるときは、  
その翌日)

## 目次

◇規則  
市町村に交付すべき昭和四十五年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正する規則

## 規則

市町村に交付すべき昭和四十五年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第三十七号

市町村に交付すべき昭和四十五年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正する規則

市町村に交付すべき昭和四十五年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則(昭和四十六年三月鳥取県

規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号イを次のように改める。

イ 二以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人のうち二以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人(以下本条において「市町村分割法人」という。)に係る分

知事が調査したところに基づき、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百二十一条の十三及び第三百二十一条の十四の規定の例によつて、次の算式によつて算定した額

算式

$$A \times 0.0812175 \times 1.000540 + (B \times 0.06675 + B' \times 0.06825)$$

$$\times 0.999995 + D \times 0.06675 \times 0.998739$$

算式の符号

A 昭和44年10月1日から昭和45年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人税割について昭和45年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定(期限後申告に係るものを含む。以下本条において同じ。)があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)

B 昭和45年2月1日から昭和45年3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人税割について昭和45年5月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)

B' 昭和45年4月1日から昭和45年9月30日までの間に事業年度が

終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について昭和45年11月30日までの間に、修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

○ 昭和29年4月1日から昭和44年3月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和44年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものの最終の課税標準額から昭和44年3月31日（昭和44年2月1日から昭和44年3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係るものにあつては、昭和44年5月31日）以前における最終の課税標準額を控除した額と、昭和44年4月1日から昭和44年9月30日までの間に事業年度が終了した法人で昭和44年12月1日から昭和45年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつたものの当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から当該法人に係る当該事業年度分の昭和44年11月30日以前における最終の課税標準額を控除した額との合算額

第三條第二項の算定の計算上の金額。

○ 昭和44年4月1日から昭和45年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について、昭和44年4月1日から昭和44年9月30日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては昭和44年11月30日までの間に、昭和44年10月1日から昭和45年1月31日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては昭和45年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

附 則  
この規程は、公布の日から施行し、昭和四十五年度分の普通交付税の算定に用いられる。